

## 7 障害者雇用安定助成金

雇用する障害者の職場定着を図るため、障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫を講じる事業主、特に職場定着に困難を抱える障害者に対して、ジョブコーチ計画に基づく支援を行う事業主に対して助成するものであり、障害者等の職場適応・職場定着及び一層の雇用促進を図ることを目的としています。

本助成金は次の2つのコースに分けられます。

I 雇用する障害者の職場定着のための措置を行うことを助成する「障害者職場定着支援コース」

II 職場適応援助者（※）による障害者の職場適応の援助を行うことを助成する「障害者職場適応援助コース」

※ 職場適応援助者は、ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする担当者です。障害者の就労支援を行う事業主に雇用される者を「訪問型職場適応援助者」、障害者を雇用する企業に雇用される者を「企業在籍型職場適応援助者」といいます。

### I 障害者職場定着支援コース

障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して助成するものであり、障害者の雇用を促進するとともに、職場定着を図ることを目的としています。

#### 対象となる措置

本コースは、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の1の対象労働者に対して、2の措置を実施した上で、3～9のいずれかの措置を実施した場合に受給することができます。

##### 1 対象労働者

##### (1) 3～6の措置における対象労働者

各措置を開始する日において、申請事業主が雇用する次の①および②に該当する労働者

##### ① 次のア～カのいずれかに該当する者

ア 身体障害者

イ 知的障害者

ウ 精神障害者

エ 発達障害者

オ 次の表に掲げるいずれかの難治性疾患を有する者

アイカルディ症候群、アイザックス症候群、I g A腎症、I g G 4 関連疾患、亜急性硬化性全脳炎、アジソン病、アッシャー症候群、アトピー性脊髄炎、アペール症候群、アミロイドーシス、アラジール症候群、アルポート症候群、アレキサンダー病、アンジェルマン症候群、アントレー・ビクスラー症候群、イソ吉草酸血症、一次性ネフローゼ症候群、一次性膜性増殖性糸球体腎炎、1 p36 欠失症候群、遺伝性自己炎症疾患、遺伝性ジストニア、遺伝性周期性四肢麻痺、遺伝性腭炎、遺伝性鉄芽球性貧血、VATER 症候群、ウィーバー症候群、ウィリアムズ症候群、ウィルソン病、ウエスト症候群、ウェルナー症候群、ウォルフラム症候群、ウルリッヒ病、HTLV-1 関連脊髄症、ATR-X 症候群、ADH 分泌異常症、エーラス・ダンロス症候群、エプスタイン症候群、エプスタイン病、エマヌエル症候群、遠位型ミオパチー、円錐角膜、黄色靱帯骨化症、黄斑ジストロフィー、大田原症候群、オクシピタル・ホーン症候群、オスラー病、カーニー複合、海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん、潰瘍性大腸炎、下垂体前葉機能低下症、家族性地中海熱、家族性良性慢性天疱瘡、カナバン病、化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群、歌舞伎症候群、ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症、カルニチン回路異常症、加齢黄斑変性、肝型糖原病、間質性膀胱炎（ハンナ型）、環状 20 番染色体症候群、関節リウマチ、完全大血管転位症、眼皮皮膚白皮症、偽性副甲状腺機能低下症、ギャロウェイ・モワト症候群、急性壊死性脳症、急性網膜壊死、球脊髄性筋萎縮症、急速進行性糸球体腎炎、強直性脊椎炎、強皮症、巨細胞性動脈炎、巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）、巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）、巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症、巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）、筋萎縮性側索硬化症、筋型糖原病、筋ジストロフィー、クッシング病、クリオピリン関連周期熱症候群、クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群、クルーゾン症候群、グルコーストランスポーター1欠損症、グルタル酸血症1型、グルタル酸血症2型、クロウ・深瀬症候群、クローン病、クロンカイト・カナダ症候群、痙攣重積型（二相性）急性脳症、結節性硬化症、結節性多発動脈炎、血栓性血小板減少性紫斑病、限局性皮膚異形成、原発性局所多汗症、原発性硬化性胆管炎、原発性高脂血症、原発性側索硬化症、原発性胆汁性胆管炎、原発性免疫不全症候群、顕微鏡的大腸炎、顕微鏡的多発血管炎、高I g D症候群、好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性副鼻腔炎、抗糸球体基底膜腎炎、後縦靱帯骨化症、甲状腺ホルモン不応症、拘束型心筋症、高チロシン血症1型、高チロシン血症2型、高チロシン血症3型、後天性赤芽球癆、広範脊柱管狭窄症、抗リン脂質抗体症候群、コケイン症候群、コストロ症候群、骨形成不全症、骨髄異形成症候群、骨髄線維症、ゴナドトロピン分泌亢進症、5p 欠失症候群、コフィン・シリス症候群、コフィン・ローリー症候群、混合性結合組織病、鰓耳腎症候群、再生不良性貧血、サイトメガロウィルス角膜内皮炎、再発性多発軟骨炎、左心低形成症候群、サルコイドーシス、三尖弁閉鎖症、三頭酵素欠損症、CFC 症候群、シェーグレン症候群、色素性乾皮症、自己貪食空胞性ミオパチー、自己免疫性肝炎、自己免疫性後天性凝固因子欠乏症、自己免疫性溶血性貧血、四肢形成不全、シトステロール血症、シトリン欠損症、紫斑病性腎炎、脂肪萎縮症、若年性突発性関節炎、若年性肺気腫、シャルコー・マリー・トゥース病、重症筋無力症、修正大血管転位症、ジュベール症候群関連疾患、シュワルツ・ヤンペル症候群、徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症、神経細胞移動異常症、神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症、神経線維腫症、神経フェリチン症、神経有棘赤血球症、進行性核上性麻痺、進行性骨化性線維異形成症、進行性多巣性白質脳症、進行性白質脳症、進行性ミオクローヌステんかん、心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症、心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症、スタージ・ウェーバー症候群、スティーヴンス・ジョンソン症候群、スミス・マグニス症候群、スモン、脆弱X症候群、脆弱X症候群関連疾患、正常圧水頭症、成人スチル病、成長ホルモン分泌亢進症、脊髄空洞症、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、脊髄髄膜瘤、脊髄性筋萎縮症、セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症、前眼部形成異常、全身性エリテマトーデス、先天異常症候群、先天性横隔膜ヘルニア、先天性核上性球麻痺、先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症、先天性魚鱗癬、先天性筋無力症候群、先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症、先天性三尖弁狭窄症、先天性腎性尿崩症、先天性赤血球形成異常性貧血、先天性僧帽弁狭窄症、先天性大脳白質形成不全症、先天性肺静脈狭窄症、先天性風疹症候群、先天性副腎低形成症、先天性副腎皮質酵素欠損症、

先天性ミオパチー、先天性無痛無汗症、先天性葉酸吸収不全、前頭側頭葉変性症、早期ミオクロニー脳症、総動脈幹遺残症、総排泄腔遺残、総排泄腔外反症、ソトス症候群、ダイヤモンド・ブラックファン貧血、第14番染色体父親性ダイソミー症候群、大脳皮質基底核変性症、大理石骨病、ダウン症候群、高安動脈炎、多系統萎縮症、タナトフォリック骨異形成症、多発血管炎性肉芽腫症、多発性硬化症／視神経脊髄炎、多発性軟骨性外骨腫症、多発性嚢胞腎、多脾症候群、タンジール病、単心室症、弾性線維性仮性黄色腫、短腸症候群、胆道閉鎖症、遅発性内リンパ水腫、チャージ症候群、中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群、中毒性表皮壊死症、腸管神経節細胞僅少症、TSH分泌亢進症、TNF受容体関連周期性症候群、低ホスファターゼ症、天疱瘡、禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症、特発性拡張型心筋症、特発性間質性肺炎、特発性基底核石灰化症、特発性血小板減少性紫斑病、特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）、特発性後天性全身性無汗症、特発性大腿骨頭壊死症、特発性多中心性キャスルマン病、特発性門脈圧亢進症、特発性両側性感音難聴、突発性難聴、ドラベ症候群、中條・西村症候群、那須・ハコラ病、軟骨無形成症、難治頻回部分発作重積型急性脳炎、22q11.2欠失症候群、乳幼児肝巨大血管腫、尿素サイクル異常症、ヌーナン症候群、ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症、脳髄黄色腫症、脳表ヘモジデリン沈着症、膿疱性乾癬、嚢胞性線維症、パーキンソン病、バージャー病、肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症、肺動脈性肺高血圧症、肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）、肺胞低換気症候群、バッド・キアリ症候群、ハンチントン病、汎発性特発性骨増殖症、PCDH19関連症候群、非ケトーシス型高グリシン血症、肥厚性皮膚骨膜症、非ジストロフィー性ミオトニー症候群、皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症、肥大型心筋症、左肺動脈右肺動脈起始症、ビタミンD依存性くる病／骨軟化症、ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症、ビッカースタッフ脳幹脳炎、非典型溶血性尿毒症症候群、非特異性多発性小腸潰瘍症、皮膚筋炎／多発性筋炎、びまん性汎細気管支炎、肥満低換気症候群、表皮水疱症、ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）、ファイファー症候群、ファロー四徴症、ファンコニ貧血、封入体筋炎、フェニルケトン尿症、複合カルボキシラーゼ欠損症、副甲状腺機能低下症、副腎白質ジストロフィー、副腎皮質刺激ホルモン不応症、ブラウ症候群、プラダー・ウィリ症候群、プリオン病、プロピオン酸血症、PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）、閉塞性細気管支炎、β-ケトチオラーゼ欠損症、ベーチェット病、ベスレムミオパチー、ヘパリン起因性血小板減少症、ヘモクロマトーシス、ペリー症候群、ペルーシド角膜辺縁変性症、ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）、片側巨脳症、片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群、芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症、発作性夜間ヘモグロビン尿症、ポルフィリン症、マリネスコ・シェーグレン症候群、マルファン症候群、慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー、慢性血栓塞栓性肺高血圧症、慢性再発性多発性骨髄炎、慢性膵炎、慢性特発性偽性腸閉塞症、ミオクロニー欠神てんかん、ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん、ミトコンドリア病、無虹彩症、無脾症候群、無βリポタンパク血症、メープルシロップ尿症、メチルグルタコン酸尿症、メチルマロン酸血症、メビウス症候群、メンケス病、網膜色素変性症、もやもや病、モワット・ウイルソン症候群、薬剤性過敏症候群、ヤング・シンプソン症候群、優性遺伝形式をとる遺伝性難聴、遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん、4p欠失症候群、ライソゾーム病、ラスマッセン脳炎、ランゲルハンス細胞組織球症、ランドウ・クレフナー症候群、リジン尿性蛋白不耐症、両側性小耳症・外耳道閉鎖症、両大血管右室起始症、リンパ管腫症／ゴーハム病、リンパ管筋腫症、類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）、ルビンシュタイン・テイビ症候群、レーベル遺伝性視神経症、レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症、劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴、レット症候群、レノックス・ガストー症候群、ロスムンド・トムソン症候群、肋骨異常を伴う先天性側弯症

カ 高次脳機能障害のある者

② 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所における利用者として雇用される者でない者

(2) 7の措置における対象労働者

職場復帰の日において、申請事業主が雇用する次の①～③のすべてに該当する労働者

- ① (1) ①ア、ウ、オまたはカのいずれかに該当する者
- ② 所定の医師の意見書において、①の障害に関連して、1か月以上の療養のための休職が必要とされた者
- ③ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所における利用者として雇用される者でない者

(3) 8の措置における対象労働者

措置を開始する日において、申請事業主が雇用する次の①～④のすべてに該当する労働者

- ① (1) ①に該当する労働者
- ② 満45歳以上である者
- ③ 申請事業主における雇用保険被保険者としての期間が10年以上である者
- ④ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所における利用者として雇用される者でない者

(4) 9の措置における対象労働者

申請事業主が雇用する雇用保険被保険者

**注意** 上記の対象労働者の要件に加え、次の1～3のいずれかに該当する対象労働者は支給対象となりません。

- 1 各措置を行った適用事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族および姻族をいう）の者
- 2 「4 短時間労働者の勤務時間延長」の措置であって、週所定労働時間を延長した日の前日から起算して6か月以上（障害者トライアル雇用から引き続く場合は当該障害者トライアル雇用期間以上）の期間継続して申請事業主に雇用されていない者
- 3 「5 正規・無期転換」の措置であって、次の(1)～(5)までのいずれかに該当する者
  - (1) 雇用形態の転換を行った日の前日から起算して6か月以上（障害者トライアル雇用から引き続く場合は当該障害者トライアル雇用期間以上）の期間継続して申請事業主に雇用されていない者（※1）

※1 無期雇用労働者に転換される場合、転換を行った日の時点で労働契約法第18条に基づく期間の定めのない労働契約の締結の申込みを行う権利を有する者は支給対象とはなりません。

- (2) 転換後の雇用形態の労働者として雇用することを約して雇い入れられた者
- (3) 正規雇用労働者（勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員（以下「多様な正社員」という）を含む。以下同じ）に転換される場合、当該転換日の前日から過去3年以内に、申請事業主の事業所において正規雇用労働者として雇用されたことがある者
- (4) 無期雇用労働者に転換される場合、当該転換日の前日から過去3年以内に、申請事業主の事業所において正規雇用労働者または無期雇用労働者として雇用されたことがある者
- (5) 転換日の前日から起算して1年6か月前の日から当該転換日の前日から起算して6か月前の日の前日までの間（以下「基準期間」という）において、当該転換に係る者を次のアまたはイの雇用区分により雇用していた事業主（当該転換を行った適用事業所と基準期間における適用事業所が同一である場合を除く）との間において、資本的、経済的、組織的関連性等から密接な関係（※2）にある事業主に雇用されたことがある者

<雇用区分>

- ア 正規雇用労働者に転換される場合  
正規雇用労働者として雇用
- イ 無期雇用労働者に転換される場合  
正規雇用労働者または無期雇用労働者として雇用

※2 以下のいずれかに該当する場合

- ・ 基準期間において、他の事業主の総株主または総社員の議決数の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社または子会社であること
- ・ 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であることまたは取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること

## 2 職場定着支援計画の認定

事業所ごとに「職場定着支援計画」を作成して（※3）、それについて管轄の労働局長の認定を受けること

※3 職場定着支援計画は、雇用する障害者の職場定着に向けた取組みを計画的に進めるため、今後の大まかな取組みイメージ（対象者、期間、事業主が行う措置、全体の流れ）をあらかじめ記載するものです。計画の開始日の前日から起算して1か月前までに管轄労働局に提出してください。

## 3 柔軟な時間管理・休暇取得

2の職場定着支援計画に基づき、対象労働者の同意の下で、次の（1）～（3）のすべてを満たす措置を実施すること

（1）次の①または②を継続的に行うこと

① 労働時間を調整すること（※4）

※4 勤務時間の変更や、通勤時間の短縮のための転居を要しない勤務地の変更を含みます。ただし、既に就業規則または労働協約に規定された制度を単に適用した場合は除きます。

② 通院および入院のための、就業規則または労働協約に規定する通常の有給休暇制度以外の特別な有給の休暇を与えること

（2）支給対象期間における対象労働者の労働に対する賃金を支払期日までに支払うこと

（3）（1）を行う際に、労働条件を明確にした雇用契約書または労働条件通知書等を作成し、対象労働者に交付すること

## 4 短時間労働者の勤務時間延長

2の職場定着支援計画に基づき、対象労働者の同意の下で、次の（1）～（3）のすべてを満たす措置を実施すること

（1）次の①または②を継続的に行うこと

① 雇用する週所定労働時間が20時間未満の労働者について、当該週所定労働時間を20時間以上30時間未満または30時間以上に延長すること

② 雇用する週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者について、当該週所定労働時間を30時間以上に延長すること

（2）支給対象期間における対象労働者の労働に対する賃金を支払期日までに支払うこと

（3）週所定労働時間を延長する際に、労働条件を明確にした雇用契約書または労働条件通知書等を作成し、対象労働者に交付すること

## 5 正規・無期転換

2の職場定着支援計画に基づき、対象労働者の同意の下で、次の（1）～（4）のすべてを満たす措置を実施すること

（1）次の①または②を継続的に行うこと

① 有期契約労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換すること

② 無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること

（2）支給対象期間における対象労働者の労働に対する賃金を支払期日までに支払うこと

（3）転換する際に、労働条件を明確にした雇用契約書または労働条件通知書等を作成し、対象労働者に交付すること

(4) 多様な正社員への転換の場合、当該雇用区分を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに定めていること

## 6 職場支援員の配置

2の職場定着支援計画に基づき、次の(1)および(2)を満たす措置を実施すること

(1) 職場支援員(※5)を次の①~③のいずれかの契約によって配置すること

※5 職場支援員とは、以下の(ア)~(カ)のいずれかの要件を満たす者をいいます。

- (ア) 精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、臨床心理士、産業カウンセラー、看護師、保健師または障害者雇用促進法第24条に規定する障害者職業カウンセラーの試験に合格しかつ指定の講習を修了した者
- (イ) 特例子会社または重度障害者多数雇用事業所での障害者の指導・援助に関する実務経験が2年以上ある者
- (ウ) 障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所などの障害者の就労支援機関において、障害者の就業に関する相談の実務経験が2年以上ある者
- (エ) 障害者雇用促進法第79条第1項に規定する資格認定講習を受講した、または障害者職業生活相談員として届け出られた者であって、当該講習受講修了後または資格取得後に3年以上の実務経験がある者
- (オ) 職場適応援助者養成研修修了者である者
- (カ) 労働安全衛生法第13条に基づき申請事業主が企業内に配置する産業医以外の医師

① 次のア~クのすべてに該当する雇用契約

ア 職場支援員を雇用保険被保険者として、支援を実施する期間について継続して雇用し、対象労働者を支援できること

イ 職場支援員の週所定労働時間が対象労働者の週所定労働時間以上であること

ウ 職場支援員が対象労働者の勤務している事業所と同一の事業所において勤務し、原則として常時見守りつつ、必要に応じて対象労働者との面談や就業上の相談ができること

エ 支給対象期間において、(ア)~(カ)の対象労働者として職場支援員が現に支援している労働者の数の合計が3以下であること

- (ア) 本コース(職場支援員の配置の措置に限る)
- (イ) 障害者職場定着支援奨励金
- (ウ) 障害者職場適応援助コース(企業在籍型職場適応援助者による支援に限る)
- (エ) 企業在籍型職場適応援助促進助成金
- (オ) 重度知的・精神障害者職場支援奨励金
- (カ) 業務遂行援助者の配置助成金

オ 次の(ア)~(ク)までの対象労働者として現に支援されている労働者でないこと

- (ア) 本コース(職場支援員の配置の措置に限る)
- (イ) 障害者職場定着支援奨励金
- (ウ) 障害者職場適応援助コース
- (エ) 訪問型職場適応援助促進助成金
- (オ) 企業在籍型職場適応援助促進助成金
- (カ) 重度知的・精神障害者職場支援奨励金
- (キ) 業務遂行援助者の配置助成金
- (ク) 障害者介助等助成金

カ 実務経験を有する職場支援員(上記※5の(イ)~(エ))の場合であって、当該実務経験期間において、オの対象労働者または職場支援従事者配置助成金の対象労働者として支援されていた労働者でないこと

キ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人および地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の委託費から人件費の一部または補助金等

から人件費の全部が支払われている者でないこと

ク 対象労働者に対する職場支援員としての配置の日が、対象労働者の雇入れ、勤務時間延長、配置転換、業務内容変更または職場復帰の日から起算して6か月以内であること

② 次のア～オのすべてに該当する業務委託契約

ア 対象労働者ごとに締結される契約（有償であるものに限る）であること

イ 業務を委託される法人等が訪問型職場適応援助促進助成金の対象となる訪問型職場適応援助を行うもの、障害者の就労移行支援事業を行うもの、企業に対してうつ病対策等を中心とした相談・支援を行う従業員支援プログラム（EAP）を提供するもの等、障害者の就労・定着支援に係る業務を行うものであること

ウ 対象労働者および申請事業主からの電話相談、企業訪問または支援法人事務所における面談等の相談体制を整備し、少なくとも月に1回以上、申請事業主の事業所を訪問して対象労働者と面談を行うことを含むものであること

エ 業務委託の対象期間の開始日が、対象労働者の雇入れ、勤務時間延長、配置転換、業務内容変更または職場復帰の日から起算して6か月以内であること

オ 申請事業主が費用を負担するものであること

③ 次のア～エのすべてに該当する委嘱契約

ア 対象労働者に対して必要なときに支援を行うものであり、職場支援員との間で対象労働者ごとに締結される契約であること

イ 対象労働者に対する面談（合わせて事業主に対する指導援助を行う場合を含む）を申請事業主の事業所に訪問して行うものであること

ウ 対象労働者に対する最初の委嘱契約による支援を行う日が、対象労働者の雇入れ、勤務時間延長、配置転換、業務内容変更または職場復帰の日から起算して6か月以内であること

エ 申請事業主が費用を負担するものであること

（2）支給対象期間における対象労働者の労働に対する賃金を支払期日までに支払うこと

## 7 職場復帰支援

2の職場定着支援計画に基づき、対象労働者の同意の下で、次の（1）～（3）のすべてを満たす措置を実施すること

（1）申請事業主が雇用する雇用保険被保険者であって、中途障害等により1か月以上の療養のための休職を余儀なくされた者について、雇用保険被保険者として職場復帰させること

（2）次の①または②の職場適応の措置を行うこと

① 時間的配慮等関係

次のア～ウのいずれかに該当する措置を継続して行うこと

ア 指定の医師の意見書および対象労働者本人の同意の下で、労働時間を調整すること（※6）

※6 勤務時間の変更や、通勤時間の短縮のための転居を要しない勤務地の変更を含みます。

イ 通院および入院のための、就業規則または労働協約に規定する通常の有給休暇制度以外の特別な有給の休暇を与えること（※7）

※7 指定の医師の意見書に記載された必要な通院回数以上の通院回数が確保できるものに限ります。

ウ 対象労働者本人の同意の下で、独居を解消して親族等と同居するために勤務地を変更すること

② 職務開発等関係

次のア～ウのいずれかに該当する措置を継続して行うこと

ア（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所等の、障害者の就労支援機関の支援員（以下「外部専門家」という）の援助を受けて職務開発（対象労働者の適性・能力等に適合する作業の開発や改善、作業工程の変更等を行うこと。以下同じ）を行うこと

イ 外部専門家による援助の結果休職前に従事していた職務について実施できない業務がある場合に、対象労働者を厚生労働省編職業分類（※8）の中分類が異なる職務に就かせること

※8 厚生労働省編職業分類は、以下のホームページからご覧いただけます。

ハローワークインターネットサービス（職業分類・職業解説に関するご案内）

URL：[https://www.hellowork.go.jp/info/mhlw\\_job\\_info.html](https://www.hellowork.go.jp/info/mhlw_job_info.html)

ウ 外部専門家による援助の結果、必要と認められる、支援機器の導入や施設整備を行うこと

(3) 支給対象期間における対象労働者の労働に対する賃金を支払期日までに支払うこと

## 8 中高年障害者の雇用継続支援

2の職場定着支援計画に基づき、対象労働者の同意の下で、次の(1)および(2)を満たす措置を実施すること

(1) 次の①～③のいずれかに該当する職場適応の措置を継続的に行うこと

① 外部専門家の援助を受けて職務開発を行うこと

② 外部専門家による援助の結果、対象労働者を厚生労働省編職業分類（※8）の中分類が異なる職務に就かせること

③ 外部専門家による援助の結果、必要と認められる、支援機器の導入や施設整備を行うこと

(2) 支給対象期間における対象労働者の労働に対する賃金を支払うこと

## 9 社内理解の促進

2の職場定着支援計画に基づき、次の(1)～(3)の全てを満たす措置を実施すること

(1) 3～8までの措置と組み合わせて2の「職場定着支援計画」を作成して、それについて管轄の労働局長の認定を受けること

(2) 組み合わせた3～8までの措置について、支給決定を受けていること

(3) 障害者の支援に関する知識等を習得させるため、次の①および②に該当する講習を申請事業主が雇用する労働者に受講させること

① 講習時間が1回につき1時間以上であること（対象労働者が同一であり、内容に連続性のある講習については、当該講習の初回から最終回までの全回で1回とみなす）

② 次のア～ウのいずれかによる講習方法・内容であること

ア 障害に関する知識や障害者と働く上での配慮事項等の障害者の支援に関する知識を習得させるための、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する講師による講習

(ア) 医師、精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士、作業療法士、看護師または保健師

(イ) 障害に関する専門的知識および技術を有する学識経験者

(ウ) 障害者の就労支援に係る経験を3年以上有する者

(エ) 障害者の雇用管理に係る経験を3年以上有する者

(オ) 事業所で雇用されている障害者

イ 現に雇用されている障害者に係る障害特性や配慮事項等の共有等のための講習

ウ 当該事業所以外の機関が実施する障害者の支援に関する講習



## 対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット9～13ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

- 1 上記「対象となる措置」の各要件を満たした対象労働者（以下「支給対象者」という）の出勤状況および支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合に応じること

**注意** 次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 「対象となる措置」の3～9の開始日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、申請事業主が、その雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがある場合
- 2 「対象となる措置」の3～9の開始日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、申請事業主が、その雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※9）により、当該開始日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合  
※9 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1A（解雇等）または3A（勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等）に該当する離職理由をいいます。
- 3 支給対象者を職場定着支援計画の期間を超えて雇用し、かつ、継続して雇用（支給対象者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう）することが確実であると認められない場合
- 4 支給申請時点において、支給対象者について事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）した場合
- 5 「対象となる措置」の3～9の開始日以降において、支給対象者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合

## 支給額

### 1 支給対象期間

- (1) 本コースは、職場定着支援計画に基づいて実施された措置が継続している期間を「支給対象期間」として助成が行われ、支給対象期間を6か月単位で区分した期間を「支給対象期」として、最大2回（「職場支援員の配置」は最大4回～6回）にわたって支給されます。
- (2) 支給対象期間は、措置を開始した日（※10）から起算した下表の支給対象期間に示す期間を対象とします。

※10 賃金締切日が定められている場合は「措置の開始した日の直後の賃金締切日の翌日」、賃金締切日に措置を開始した場合は「措置の開始日の翌日」、賃金締切日の翌日に措置を開始した場合は「措置の開始日」から起算します。

### 2 支給額

- (1) 本コースは、措置ごとに①～⑦のとおり支給されます。

#### ① 柔軟な時間管理・休暇取得

支給対象者1人あたり、下表の額が支給されます。

支給額	支給対象期間	支給対象期における支給額
6万円	1年	3万円 × 2期
(8万円)	1年	(4万円 × 2期)

注（ ）内は中小企業に対する支給額および支給対象期間です。（中小企業の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照。以下同じ）

### ② 短時間労働者の勤務時間延長

支給対象者1人あたり、各区分に応じて下表の額が支給されます。ただし、各支給対象期における支給額は、当該期間において支給対象者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

支給対象者	措置内容	支給額	支給対象期間	支給対象期における支給額
重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	20時間未満から30時間以上への延長	40万円 (54万円)	1年 (1年)	20万円 × 2期 (27万円 × 2期)
	20時間未満から20時間以上30時間未満への延長	20万円 (27万円)	1年 (1年)	10万円 × 2期 (13.5万円 × 2期)
	20時間以上30時間未満から30時間以上への延長	20万円 (27万円)	1年 (1年)	10万円 × 2期 (13.5万円 × 2期)
上記以外の者	20時間未満から30時間以上への延長	30万円 (40万円)	1年 (1年)	15万円 × 2期 (20万円 × 2期)
	20時間未満から20時間以上30時間未満への延長	15万円 (20万円)	1年 (1年)	7.5万円 × 2期 (10万円 × 2期)
	20時間以上30時間未満から30時間以上への延長	15万円 (20万円)	1年 (1年)	7.5万円 × 2期 (10万円 × 2期)

### ③ 正規・無期転換

支給対象者1人あたり、各区分に応じて下表の額が支給されます。ただし、各支給対象期における支給額は、当該期間において支給対象者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

支給対象者	措置内容	支給額	支給対象期間	支給対象期における支給額
重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期契約から正規雇用への転換	90万円 (120万円)	1年 (1年)	45万円 × 2期 (60万円 × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (60万円)	1年 (1年)	22.5万円 × 2期 (30万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (60万円)	1年 (1年)	22.5万円 × 2期 (30万円 × 2期)
上記以外の者	有期契約から正規雇用への転換	67.5万円 (90万円)	1年 (1年)	33.5万円※ × 2期 (45万円 × 2期) ※第2期の支給額は34万円
	有期雇用から無期雇用への転換	33万円 (45万円)	1年 (1年)	16.5万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	33万円 (45万円)	1年 (1年)	16.5万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)

#### ④ 職場支援員の配置

##### ア 職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置した場合

支給対象者1人あたり、各区分に応じて下表に示す月額に、支給対象者が支給対象期中に実際に就労した月数（支給対象者の出勤割合が6割に満たない月を除く）を乗じた額が支給されます。ただし、支給対象者が長期休業した場合には支給されません。

支給対象者	支給月額	支給対象期間※	支給対象期における支給額 (最大)
短時間労働者以外の者	3万円 (4万円)	2年 (2年) ※精神障害者は3年	18万円 × 4期 (24万円 × 4期) ※精神障害者は6期
短時間労働者(※11)	1.5万円 (2万円)	2年 (2年) ※精神障害者は3年	9万円 × 4期 (12万円 × 4期) ※精神障害者は6期

※11 「短時間労働者」とは、週所定労働時間が同一の雇用保険適用事業所に雇用される通常の労働者の週所定労働時間と比べて短く、かつ、20時間以上30時間未満である者をいいます。

##### イ 職場支援員を委嘱契約により配置した場合

委嘱による支援1回あたり1万円が支給されます。

なお、支給対象者の区分と企業規模に応じた、アの表に示す支給対象者1人あたりの月額に、支給対象期間の月数を乗じた額が上限となります。

#### ⑤ 職場復帰支援

支給対象者1人あたり、下表に示す月額に、支給対象者が支給対象期中に実際に就労した月数（支給対象者の出勤割合が6割に満たない月を除く）を乗じた額が支給されます。ただし、支給対象者が長期休業した場合には支給されません。

支給月額	支給対象期間	支給対象期における支給額(最大)
4.5万円 (6万円)	1年 (1年)	27万円 × 2期 (36万円 × 2期)

#### ⑥ 中高年障害者の雇用継続支援

支給対象者1人あたり、下表の額が支給されます。

支給額	支給対象期間	支給対象期における支給額
50万円 (70万円)	1年 (1年)	25万円 × 2期 (35万円 × 2期)

## ⑦ 社内理解の促進

支給対象期における講習に要した経費に応じて、下表の額が支給されます。ただし、第1期中に要した経費は第2期には繰り越しません。

要した経費	支給対象期における支給額	支給対象期間
5万円以上10万円未満	2万円 (3万円)	1年 (1年)
10万円以上20万円未満	4.5万円 (6万円)	1年 (1年)
20万円以上	9万円 (12万円)	1年 (1年)

## 受給手続

本コースを受給しようとする事業主は次の1～2の順に受給手続をしてください。

受給資格認定申請や支給申請の期限を過ぎると、原則として当該申請期限に係る受給資格の認定や本コースの支給を受けることができませんので注意してください。

### 1 受給資格認定申請

措置を開始する日の前日から起算して1か月前までに、「職場定着支援計画書」を事業所の所在地を管轄する労働局（※12）へ提出し、受給資格の認定申請をしてください。

### 2 支給申請

1によって本コースの受給資格の認定を受けた後、各措置に定められた要件を満たした日の翌日以降に到来する支給申請期間（※13）中に、支給申請書に必要な書類を添えて（※14）、受給資格認定申請を行った労働局（※12）へ支給申請してください。

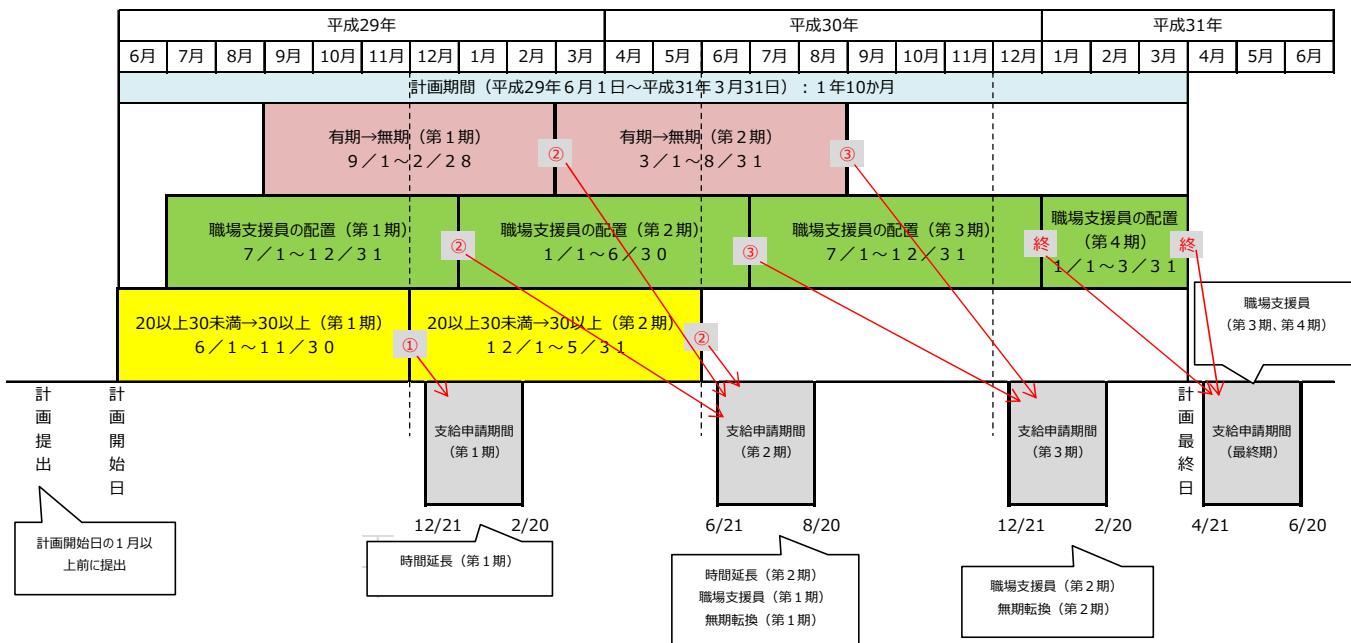
※12 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

※13 本コースの支給申請期間は、職場定着支援計画の期間中の最初に到来する支給対象期分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月間を第1期とし、以後6か月ごとに2か月間となります。ただし、最終期については、計画の終期日までに係る賃金を支給した日の翌日から起算して2か月間となります。（参考例参照）

※14 「受給資格認定申請書」、「支給申請書」の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

(参考例) 受給手続きの流れ

- ・週所定労働時間が25時間の労働者について、週所定労働時間を30時間に延長（6月1日付け）
- ・業務遂行に関する必要な援助および指導を行う職場支援員を配置（1年9か月間）。（6月15日付け）
- ・有期契約雇用である労働者を無期雇用へ転換（9月1日付け）
- ・事業所の賃金は月末締め、翌月20日払い



※ 計画期間中の最初に到来する支給対象期（参考例では勤務時間延長）分の賃金を支給した日（平成29年12月20日）の翌日から起算して2か月間（12月21日～2月20日）を第1期の支給申請期間とし、以後6か月ごとに第2期、第3期の支給申請期間が続きます。

※ 計画開始日から6か月ごとの期間中（点線で挟まれた期間）に要件を満たした措置について、対応する支給申請期間中に申請してください。

**利用にあたっての注意点**

- 1 本コースの受給資格申請から受給資格認定までの間、支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求めることがあります。
- 2 そのほか本コースの受給にあたっては「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。
- 3 本コースの要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

## II 障害者職場適応援助コース

職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成するものであり、障害者の職場適応・定着の促進を図ることを目的としています。

### 対象となる措置

本助成金（コース）は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、次の1の対象労働者の職場適応のために（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター（以下「地域センター」という）が作成または承認する支援計画（以下「支援計画」という）において必要と認められた2に該当する支援を、3に該当する訪問型職場適応援助者（※1）または企業在籍型職場適応援助者に行わせた場合に受給することができます。

※1 事業主が訪問型職場適応援助者を雇用している場合や、事業主または法人の役員が自ら訪問型職場適応援助者となる場合が支給対象となります。

#### 1 対象労働者

本助成金（コース）における「対象労働者」は、支援計画に記載された支援期間の開始日（以下「支援計画の開始日」という。）において、次の（1）および（2）に該当し、かつ、訪問型職場適応援助者による支援の対象となる者は（3）、企業在籍型職場適応援助者による支援の対象となる者は（4）に該当する者です。

（1）次の①～⑦のいずれかに該当する者

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 発達障害者
- ⑤ 次の表に掲げるいずれかの難治性疾患を有する者

アイカルディ症候群、アイザックス症候群、I g A腎症、I g G 4 関連疾患、亜急性硬化性全脳炎、アジソン病、アッシャー症候群、アトピー性脊髄炎、アペール症候群、アミロイドーシス、アラジール症候群、アルポート症候群、アレキサンダー病、アンジェルマン症候群、アントレー・ビクスラー症候群、イソ吉草酸血症、一次性ネフローゼ症候群、一次性膜性増殖性糸球体腎炎、1 p36 欠失症候群、遺伝性自己炎症疾患、遺伝性ジストニア、遺伝性周期性四肢麻痺、遺伝性膀胱炎、遺伝性鉄芽球性貧血、ウィーバー症候群、ウィリアムズ症候群、ウィルソン病、ウエスト症候群、ウェルナー症候群、ウォルフラム症候群、ウルリッヒ病、HTLV-1 関連脊髄症、ATR-X 症候群、ADH 分泌異常症、エーラス・ダンロス症候群、エプスタイン症候群、エプスタイン病、エマヌエル症候群、遠位型ミオパチー、円錐角膜、黄色靭帯骨化症、黄斑ジストロフィー、大田原症候群、オクスピタル・ホーン症候群、オスラー病、カーニー複合、海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん、潰瘍性大腸炎、下垂体前葉機能低下症、家族性地中海熱、家族性良性慢性天疱瘡、カナバン病、化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群、歌舞伎症候群、ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症、カルニチン回路異常症、加齢黄斑変性、肝型糖原病、間質性膀胱炎（ハンナ型）、環状 20 番染色体症候群、関節リウマチ、完全大血管転位症、眼皮膚白皮症、偽性副甲状腺機能低下症、ギャロウェイ・モワト症候群、急性壊死性脳症、急性網膜壊死、球脊髄性筋萎縮症、急速進行性糸球体腎炎、強直性脊椎炎、強皮症、巨細胞性動脈炎、巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）、巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）、巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症、巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）、筋萎縮性側索硬化症、筋型糖原病、筋ジストロフィー、クッシング病、クリオピリン関連周期熱症候群、クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群、クル

ーゾン症候群、グルコーストランスポーター1欠損症、グルタル酸血症1型、グルタル酸血症2型、クロウ・深瀬症候群、クローン病、クローンカイト・カナダ症候群、痙攣重積型（二相性）急性脳症、結節性硬化症、結節性多発動脈炎、血栓性血小板減少性紫斑病、限局性皮質異形成、原発性局所多汗症、原発性硬化性胆管炎、原発性高脂血症、原発性側索硬化症、原発性胆汁性胆管炎、原発性免疫不全症候群、顕微鏡的大腸炎、顕微鏡的多発血管炎、高IgD症候群、好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性副鼻腔炎、抗糸球体基底膜腎炎、後縦靭帯骨化症、甲状腺ホルモン不応症、拘束型心筋症、高チロシン血症1型、高チロシン血症2型、高チロシン血症3型、後天性赤芽球癆、広範脊柱管狭窄症、抗リン脂質抗体症候群、コケイン症候群、コストロ症候群、骨形成不全症、骨髄異形成症候群、骨髄線維症、ゴナドトロピン分泌亢進症、5p欠失症候群、コフィン・シリス症候群、コフィン・ローリー症候群、混合性結合組織病、鰓耳腎症候群、再生不良性貧血、サイトメガロウイルス角膜内皮炎、再発性多発軟骨炎、左心低形成症候群、サルコイドーシス、三尖弁閉鎖症、三頭酵素欠損症、CFC症候群、シェーグレン症候群、色素性乾皮症、自己貪食空胞性ミオパチー、自己免疫性肝炎、自己免疫性後天性凝固因子欠乏症、自己免疫性溶血性貧血、四肢形成不全、シトステロール血症、シトリン欠損症、紫斑病性腎炎、脂肪萎縮症、若年性特発性関節炎、若年性肺気腫、シャルコー・マリエー・トウス病、重症筋無力症、修正大血管転位症、ジュベール症候群関連疾患、シュワルツ・ヤンペル症候群、徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症、神経細胞移動異常症、神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症、神経線維腫症、神経フェリチン症、神経有棘赤血球症、進行性核上性麻痺、進行性骨化性線維異形成症、進行性多巣性白質脳症、進行性白質脳症、進行性ミオクロオステんかん、心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症、心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症、スタージ・ウェーバー症候群、スティーン・ジョンソン症候群、スミス・マギニス症候群、スモン、脆弱X症候群、脆弱X症候群関連疾患、正常圧水頭症、成人スチル病、成長ホルモン分泌亢進症、脊髄空洞症、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、脊髄髄膜瘤、脊髄性筋萎縮症、セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症、前眼部形成異常、全身性エリテマトーデス、先天異常症候群、先天性横隔膜ヘルニア、先天性核上性球麻痺、先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症、先天性魚鱗癬、先天性筋無力症候群、先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症、先天性三尖弁狭窄症、先天性腎性尿崩症、先天性赤血球形成異常性貧血、先天性僧帽弁狭窄症、先天性大脳白質形成不全症、先天性肺静脈狭窄症、先天性風疹症候群、先天性副腎低形成症、先天性副腎皮質酵素欠損症、先天性ミオパチー、先天性無痛無汗症、先天性葉酸吸収不全、前頭側頭葉変性症、早期ミオクロニー脳症、総動脈幹遺残症、総排泄腔遺残、総排泄腔外反症、ソトス症候群、ダイヤモンド・ブラックファン貧血、第14番染色体父親性ダイソミー症候群、大脳皮質基底核変性症、大理石骨病、ダウン症候群、高安動脈炎、多系統萎縮症、タナトフォリック骨異形成症、多発血管炎性肉芽腫症、多発性硬化症／視神経脊髄炎、多発性軟骨性外骨腫症、多発性嚢胞腎、多脾症候群、タンジール病、単心室症、弾性線維性仮性黄色腫、短腸症候群、胆道閉鎖症、遅発性内リンパ水腫、チャージ症候群、中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群、中毒性表皮壊死症、腸管神経節細胞僅少症、TSH分泌亢進症、TNF受容体関連周期性症候群、低ホスファターゼ症、天疱瘡、禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症、特発性拡張型心筋症、特発性間質性肺炎、特発性基底核石灰化症、特発性血小板減少性紫斑病、特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）、特発性後天性全身性無汗症、特発性大腿骨頭壊死症、特発性多中心性キャスルマン病、特発性門脈圧亢進症、特発性両側性感音難聴、突発性難聴、ドラベ症候群、中條・西村症候群、那須・ハコラ病、軟骨無形成症、難治頻回部分発作重積型急性脳炎、22q11.2欠失症候群、乳幼児肝巨大血管腫、尿素サイクル異常症、ヌーナン症候群、ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症、脳腱黄色腫症、脳表ヘモジデリン沈着症、膿疱性乾癬、嚢胞性線維症、パーキンソン病、バージャー病、肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症、肺動脈性肺高血圧症、肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）、肺胞低換気症候群、バッド・キアリ症候群、ハンチントン病、汎発性特発性骨増殖症、PCDH19関連症候群、非ケトーシス型高グリシン血症、肥厚性皮膚骨膜炎、非ジストロフィー性ミオトニー症候群、

皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症、肥大型心筋症、左肺動脈右肺動脈起始症、ビタミンD依存性くる病／骨軟化症、ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症、ビッカースタッフ脳幹脳炎、非典型性溶血性尿毒症症候群、非特異性多発性小腸潰瘍症、皮膚筋炎／多発性筋炎、びまん性汎細気管支炎、肥満低換気症候群、表皮水疱症、ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）、VATER 症候群、ファイファー症候群、ファロー四徴症、ファンコニ貧血、封入体筋炎、フェニルケトン尿症、複合カルボキシラーゼ欠損症、副甲状腺機能低下症、副腎白質ジストロフィー、副腎皮質刺激ホルモン不応症、ブラウ症候群、プラダー・ウィリ症候群、プリオン病、プロピオン酸血症、PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）、閉塞性細気管支炎、β-ケトチオラーゼ欠損症、ベーチェット病、ベスレムミオパチー、ヘパリン起因性血小板減少症、ヘモクロマトーシス、ペリー症候群、ペルーシド角膜辺縁変性症、ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）、片側巨脳症、片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群、芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症、発作性夜間ヘモグロビン尿症、ポルフィリン症、マリネスコ・シェーグレン症候群、マルファン症候群、慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー、慢性血栓塞栓性肺高血圧症、慢性再発性多発性骨髄炎、慢性膵炎、慢性特発性偽性腸閉塞症、ミオクロニー欠神てんかん、ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん、ミトコンドリア病、無虹彩症、無脾症候群、無βリポタンパク血症、メープルシロップ尿症、メチルグルタコン酸尿症、メチルマロン酸血症、メビウス症候群、メンケス病、網膜色素変性症、もやもや病、モワット・ウイルソン症候群、薬剤性過敏症症候群、ヤング・シン普森症候群、優性遺伝形式をとる遺伝性難聴、遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん、4p欠失症候群、ライソゾーム病、ラスムッセン脳炎、ランゲルハンス細胞組織球症、ランドウ・クレフナー症候群、リジン尿性蛋白不耐症、両側性小耳症・外耳道閉鎖症、両大血管右室起始症、リンパ管腫症／ゴーハム病、リンパ脈管筋腫症、類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）、ルビンシュタイン・テイビ症候群、レーベル遺伝性視神経症、レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症、劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴、レット症候群、レノックス・ガストー症候群、ロスムンド・トムソン症候群、肋骨異常を伴う先天性側弯症

⑥ 高次脳機能障害のある者

⑦ ①～⑥以外の障害者であって、地域センターが作成する職業リハビリテーション計画において、職場適応援助者による支援が必要であると認められる者

(2) 当該対象労働者のための支援計画（※2）がある者であること

※2 障害者総合支援法に基づく就労継続A型事業所の利用者としての就労を継続するための支援に関する計画は除きます。

(3) 訪問型職場適応援助者による支援の対象となる者は（1）および（2）に該当し、かつ、次の①～③に該当する者です。

① 次のいずれかに該当する者

ア 雇用保険一般被保険者等（雇用保険一般被保険者および高年齢被保険者をいう。以下同様）であって、雇用保険の適用事業所に雇用されている者

イ 支援計画の開始日から2か月以内に雇用保険一般被保険者等として雇用保険の適用事業所に雇い入れられることが確実な者

ウ 精神障害者または発達障害者であって、1週間の所定労働時間が15時間以上である者であって、雇用保険の適用事業所に雇用されている者

エ 精神障害者または発達障害者であって、支援計画の開始日から2か月以内に、1週間の所定労働時間が15時間以上である者として雇用保険の適用事業所に雇い入れられることが確実な者

② 本助成金（コース）のうち企業在籍型職場適応援助者による支援の対象労働者として現に支援されている労働者でない者

③ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行



政執行法人および地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に採用されていない者であること又は採用されることが確実な者ではないこと

(4) 企業在籍型職場適応援助者による支援の対象となる者は(1)および(2)に該当し、かつ、次の①および②に該当する者です。

① 雇用保険一般被保険者等または雇用保険一般被保険者等になろうとする者（※3）であること

※3 精神障害者または発達障害者であつて、1週間の所定労働時間が15時間以上の者に限ります。

② 本助成金（コース）のうち訪問型職場適応援助者による支援の対象労働者として現に支援されている労働者でない者

## 2 職場適応援助者による支援

本助成金（コース）における訪問型職場適応援助者による支援および企業在籍型職場適応援助者による支援は、(1)または(2)の支援です。

(1) 訪問型職場適応援助者による支援

対象労働者を雇用する事業主からの要請を受けて、当該対象労働者の職場適応を図るため、支援計画（最長1年8か月（対象労働者が精神障害者の場合は最長2年8か月））に記載された次の①～⑧の支援

① 支援計画書の策定

② 支援総合記録票の策定

③ 支援対象労働者に対する支援

④ 支援対象事業主に対する支援

⑤ 家族に対する支援

⑥ 精神障害者の状況確認

⑦ 地域センターが開催するケース会議への出席

⑧ その他の支援（地域センターが、職業リハビリテーション計画に基づき必要と認めた支援）

(2) 企業在籍型職場適応援助者による支援

支援計画（最長6か月）に基づく対象労働者の職場適応を図るための次の①～④の支援

① 対象労働者および家族に対する支援

② 事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整

③ 関係機関との調整

④ その他の支援（地域センターが特に必要と認めて支援計画に含めた支援）

## 3 職場適応援助者

訪問型職場適応援助者または企業在籍型職場適応援助者は、次の(1)または(2)に該当すること

(1) 訪問型職場適応援助者

次の①～④のすべてに該当する者であること

① 訪問型職場適応援助者養成研修等（※4）の受講修了者であること

※4 この他にも該当する養成研修がありますので、詳しくは労働局またはハローワークにお問い合わせください。

② 障害者の就労支援に係る業務経験が1年以上ある者であること

③ 訪問型職場適応援助者として活動する際に、労働災害に対応できる傷害保険等に加入していること

- ④ 国等の委託事業費から人件費の一部または補助金等から人件費の全部が支払われている者でないこと

(2) 企業在籍型職場適応援助者

次の①～⑥のすべてに該当すること

- ① 「対象となる事業主」に雇用される雇用保険一般被保険者等であること
- ② 企業在籍型職場適応援助者養成研修等（※5）の受講修了者であること
- ※5 この他にも該当する養成研修がありますので、詳しくは労働局またはハローワークにお問い合わせください。
- ③ 企業在籍型職場適応援助者養成研修受講後、初めて支援を行う場合、地域センターが指定する地域センターに配置されている職場適応援助者（以下「配置型職場適応援助者」という。）とともに支援を行うこと
- ④ 本助成金（コース）の支給対象期間（下記「支給額」の1参照）において、ア～カの支給対象者として現に支援している対象労働者の数の合計が3以下であること
- ア 本助成金（コース）（企業在籍型職場適応援助者による支援に限る）
- イ 企業在籍型職場適応援助促進助成金
- ウ 障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）（職場支援員の配置の措置に限る）
- エ 障害者職場定着支援奨励金
- オ 重度知的・精神障害者職場支援奨励金
- カ 業務遂行援助者の配置助成金
- ⑤ 次のア～クまでの支給対象者として現に支援されている労働者でないこと
- ア 本助成金（コース）
- イ 訪問型職場適応援助促進助成金
- ウ 企業在籍型職場適応援助促進助成金
- エ 障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）（職場支援員の配置の措置に限る）
- オ 障害者職場定着支援奨励金
- カ 重度知的・精神障害者職場支援奨励金
- キ 業務遂行援助者の配置助成金
- ク 障害者介助等助成金
- ⑥ 国等の委託事業費から人件費の一部または補助金等から人件費の全部が支払われている者でないこと

## 対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、次の1および2の要件を満たし、かつ、訪問型職場適応援助者による支援を実施する事業主は3、企業在籍型職場適応援助者による支援を実施する事業主は4の要件を満たしていることが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット9～13ページ）のAの要件に該当し、かつ、Bの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

- (1) 上記「対象となる措置」の各要件を満たして支援を行う対象労働者（訪問型職場適応援助者による支援の場合は訪問型職場適応援助者、企業在籍型職場適応援助者による支援の場合は企業在籍型職場適応援助者および企業在籍型職場適応援助者による支援の対象労働者をいう。）の出勤状況および賃金支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管し、労働局等か

ら提出を求められた場合にそれに応じること

- 2 支援計画に従って、適切に職場適応援助を行うものであること
- 3 訪問型職場適応援助者による支援を実施する事業主は、1および2に該当し、かつ、次のいずれにも該当する者です。
  - (1) 支援計画に基づき、訪問型職場適応援助者に、対象労働者の支援を無償で行わせる事業主であること
  - (2) 次の①～④のいずれかに該当する障害者の就労支援を行う事業主であること
    - ① 障害者就業・生活支援センターの指定を受けた法人
    - ② 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業を行う事業主
    - ③ 障害者総合支援法に基づく就労定着支援事業を行う事業主
    - ④ 受給資格認定申請（下記「受給手続」を参照）を行う年度またはその前年度において、支援した障害者の就職件数および職場実習の件数の合計が3（※6）以上である事業主

※6 同一の者に係る就職および職場実習については1と数えます。

  - (3) 受給資格認定申請日前5年間に本助成金（コース）のうち訪問型職場適応援助者による支援に係る支給を受けたことがない事業主が訪問型職場適応援助者による支援を行う場合は、当該訪問型職場適応援助者に、職場適応援助者としての経験を十分に有する者として地域センターが指定する配置型職場適応援助者とともに支援を行わせる事業主
  - (4) 訪問型職場適応援助者による支援の日ごとに、支援内容を記録した支援日誌を作成・保管すること
  - (5) 訪問型職場適応援助者の労働に対する賃金を支払期日までに支払っていること
- 4 企業在籍型職場適応援助者による支援を実施する事業主は、1および2に該当し、かつ、次のいずれにも該当する者です。
  - (1) 支援計画に基づき、その雇用する企業在籍型職場適応援助者に、支援計画の期間について、集中的にその雇用する対象労働者の支援を行わせる事業主
  - (2) 同一の対象労働者について、支援の開始日前3年間に2回（対象労働者が精神障害者の場合は3回）以上、本助成金（コース）のうち企業在籍型職場適応援助者による支援に係る支給又は企業在籍型職場適応援助促進助成金を受けていないこと
  - (3) 支給対象期間における対象労働者および企業在籍型職場適応援助者の労働に対する賃金を支払期日までに支払っていること

**注意** 次に該当する事業主は、本助成金（コース）のうち企業在籍型職場適応援助者による支援の対象となりません。

- 1 支給対象期間の末日までの間に、対象労働者または企業在籍型職場適応援助者を、事業主都合により離職（解雇、勧奨退職、事業縮小や賃金大幅低下、事業所移転等による正当自己都合離職等）させた場合

## 支給額

### 1 訪問型職場適応援助者による支援

#### (1) 支給対象期

受給資格認定を受けた後、支援計画に基づいて支援を行った期間を対象として助成が行われ、申請事

業所ごとに初めて実施する本助成金（コース）のうち訪問型職場適応援助者による支援計画の開始日から3か月ごとに支給対象期を定めることとします。

(2) 支給額

①と②の額の合計が支給されます。

① 支援計画に基づいて支援を行った日数に、次の日額単価を乗じて算出された額

ア 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間以上の日 16,000円

（ただし、精神障害者の支援を行った場合は3時間以上の日 16,000円）

イ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間未満の日 8,000円

（ただし、精神障害者の支援を行った場合は3時間未満の日 8,000円）

② 訪問型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、訪問型職場適応援助者が初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

2 企業在籍型職場適応援助者による支援

(1) 支給対象期間

支援計画に基づいて支援が行われた期間を「支給対象期間」として助成が行われます。

(2) 支給額

①と②の額の合計が支給されます。

① 支給対象者の類型と企業規模に応じた、下表の「支給額」に示す1人あたりの月額に、支援計画に基づく支援が実施された月数（※7）を乗じた額

対象労働者		支給額(1人あたり月額)			
障害の種別	雇用形態				
精神障害者	短時間労働者 以外の者	中小企業事業主 (※8)	12万円	中小企業事業主以外	9万円
	短時間労働者 (※9)	中小企業事業主	6万円	中小企業事業主以外	5万円
精神障害者 以外	短時間労働者 以外の者	中小企業事業主	8万円	中小企業事業主以外	6万円
	短時間労働者	中小企業事業主	4万円	中小企業事業主以外	3万円

※7 実施する支援の回数や対象労働者の出勤割合等の条件があります。

※8 「中小企業」の範囲については、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照してください。

※9 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が、同一の雇用保険適用事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である者をいいます。

② 企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

**支給手続**

1 本助成金（コース）のうち訪問型職場適応援助者による支援に係る支給を受けようとする事業主は、次の(1)～(2)の順に支給手続をしてください。

支給資格認定申請や支給申請の期限を過ぎると、原則として当該申請期限に係る支給資格の認定や本コ

ースの支給を受けることができませんので注意してください。

(1) 受給資格認定申請

各年度において、初めて本助成金（コース）のうち訪問型職場適応援助者による支援の対象となる支援を実施する予定がある場合は、支援計画書の策定を行う日の2週間前までに、「受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて（※10）、事業所の所在地を管轄する労働局（※11）へ受給資格の認定申請をして、当該支援計画書の策定を行う日までに、受給資格認定を受けてください。

なお、支援計画書の策定を実施しない場合は、支援計画の開始日の2週間前までに、受給資格の認定申請をし、当該支援計画の開始日までに、受給資格認定を受けてください。

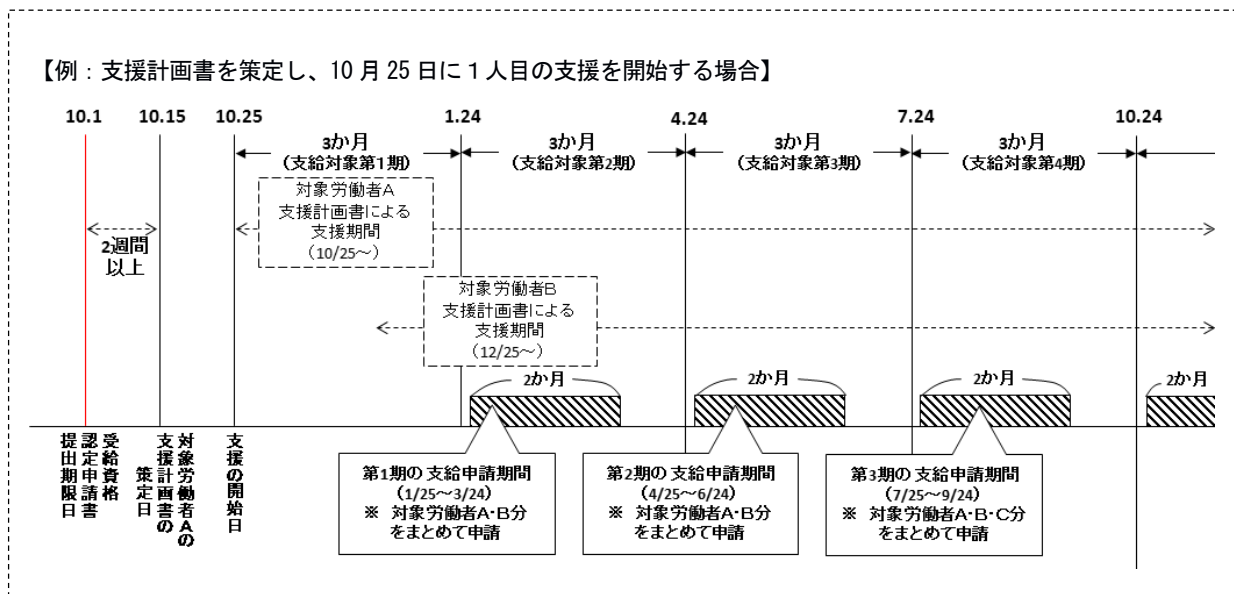
(2) 支給申請

(1) によって本助成金（コース）のうち訪問型職場適応援助者による支援に係る受給資格の認定を受けた後、支給対象期ごとに、それぞれの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて（※10）、受給資格認定申請を行った労働局（※11）へ支給申請してください。

※10 「受給資格認定申請書」、「支給申請書」の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※11 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。

(参考：訪問型職場適応援助者による支援に係る受給手続きの流れ)



2 本助成金（コース）のうち企業在籍型職場適応援助者による支援に係る支給を受けようとする事業主は、次の（1）～（2）の順に受給手続きをしてください。

受給資格認定申請や支給申請の期限を過ぎると、原則として当該申請期限に係る受給資格の認定や本コースの支給を受けることができませんので注意してください。

(1) 受給資格認定申請

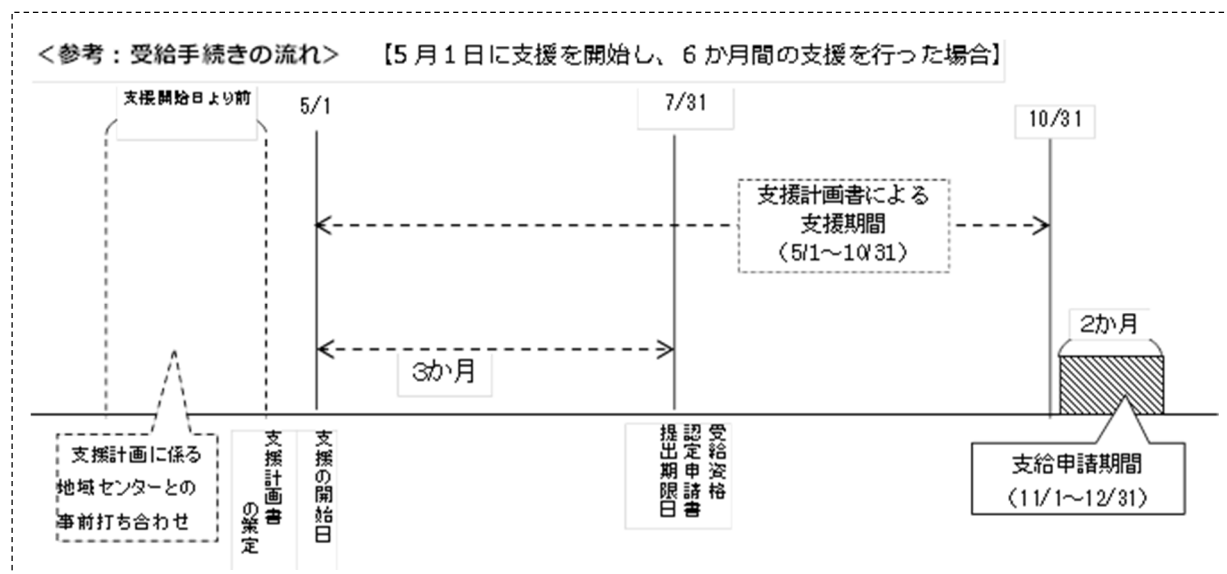
支援計画の開始日から3か月以内に、「受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて（※10）、事業所の所在地を管轄する労働局（※11）へ受給資格の認定申請をしてください。

(2) 支給申請

(1) によって本助成金（コース）のうち企業在籍型職場適応援助者による支援に係る受給資格の認定

を受けた後、支給対象期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて（※10）、受給資格認定申請を行った労働局（※11）へ支給申請してください。

（参考：企業在籍型職場適応援助者による支援に係る受給手続きの流れ）



## 利用にあたっての注意点

- 1 本助成金（コース）の受給資格申請から受給資格認定までの間、支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求めることがあります。
- 2 そのほか本助成金（コース）の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット9～13ページ）のD, F, Gにご留意ください。
- 3 本助成金（コース）の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。